

運賃分科会設置要綱 新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;">運賃分科会設置要綱</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。)第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会(以下「分科会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 協議運賃に関すること。</p> <p>(2) その他分科会の目的を達成するために必要な事項。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。</p> <p>(1) 東広島市長またはその指名する者</p> <p>(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p> <p>(3) 中国運輸局長又はその指名する者</p> <p>(4) 住民の代表者</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。</p> <p>(1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。</p> <p>(2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。</p> <p>(3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。</p> <p>(会長)</p> <p>第5条 分科会の会長(以下「会長」という。)は、第3条(1)に規定する者が務める。</p> <p>(会議)</p> <p>第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。</p> <p>4 会議は書面にて開催することができる。</p>	<p style="text-align: center;">運賃分科会設置要綱 (案)</p> <p>(目的及び設置)</p> <p>第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。)第9条第4項及び法第9条の3第3項に規定される運賃等(以下「協議運賃」という。)について協議するため、東広島市地域公共交通会議設置要綱第10条の規定に基づき、運賃分科会(以下「分科会」という。)を設置する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 分科会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し、運賃額に変更が生じない場合は協議対象外とする。</p> <p>ア 均一運賃を適用する路線の定期運行又は不定期運行の系統において、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 系統変更を伴う停留所の新設や変更</p> <p>(イ) 路線の付け替え</p> <p>(ウ) 一部延伸</p> <p>(エ) フリー乗降区間の設定</p> <p>※ただし、競合する路線がある場合や、延伸により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。</p> <p>イ 均一運賃を適用する区域運行において、以下のいずれかに該当する場合</p> <p>(ア) 乗降ポイントの新設や変更</p> <p>(イ) 運行区間及び運行区域の変更をする場合</p> <p>※ただし、競合する路線がある場合や、変更により当該運行が初めて他の市町村に乗り入れる場合は除く。</p> <p>ウ 工事、天災などの不可抗力等により一時的な迂回が生じる場合の路線等の変更</p> <p>エ 新たな決済手段の追加、又は既存決済手段の機能追加</p> <p>オ 回数券、企画乗車券などを紙媒体からデジタルへ変更する場合</p> <p>カ 決済手段に係る乗車券取扱規則等の新設又は変更</p> <p>キ キロ制運賃を適用する路線において、バス停を移設する場合</p> <p>※ただし、路線の新設または変更が生じない場合に限る。</p> <p>(2) 協議運賃に関すること。ただし、以下に掲げる事項は軽微な事案に該当し協議対象外とする。</p> <p>ア 毎年恒例のイベント行事等に係る営業割引の実施</p> <p>※ただし、新たに開始するイベント等について、初回は分科会を開催し、毎年開催されるものであれば、2回目以降は省略する。</p> <p>イ 運賃の割引に該当するポイント還元(5%以下のものに限る。)を行う場合</p> <p>(3) その他分科会の目的を達成するために必要な事項</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 分科会は、次の各号に掲げる者を委員として組織する。</p> <p>(1) 東広島市長またはその指名する者</p> <p>(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者</p>

旧	新
<p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (事務局)</p> <p>第10条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。 (その他)</p> <p>第11条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。</p>	<p>(3) 中国運輸局長又はその指名する者 (4) 住民の代表者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、次に掲げる期間とする。ただし、補欠の委員の任期については、前任者の残任期間とする。 (1) 前条第1号及び第3号に掲げる者にあつては、その職務に就いている期間。 (2) 前条第2号に掲げる者にあつては、当該協議運賃に係る協議が終了するまでの期間。 (3) 前条第4号に掲げる者にあつては、東広島市地域公共交通会議委員の任期と同様の期間。</p> <p>2 委員は、再任することができる。</p> <p>3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、当該委員は、解嘱又は解任されるものとする。 (会長)</p> <p>第5条 分科会の会長(以下「会長」という。)は、第3条(1)に規定する者が務める。 (会議)</p> <p>第6条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 会議の議事は、全会一致で決するよう努めるものとする。</p> <p>4 会議は書面にて開催することができる。</p> <p>5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (協議結果の尊重義務)</p> <p>第7条 分科会において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重しなければならない。 (会議の公開)</p> <p>第8条 会議は原則として公開とする。ただし、個人情報の取扱い等については十分に配慮し、必要に応じて非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。 (守秘義務)</p> <p>第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (協議内容及び結果報告)</p> <p>第10条 分科会で協議した内容および結果については、東広島市地域公共交通会議へ報告する。 (事務局)</p> <p>第11条 分科会の庶務は、東広島市地域公共交通会議事務局において処理する。 (その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、分科会の運営に必要な事項は、会長が定める。</p> <p>附 則 この要綱は、令和5年12月21日から施行する。 改正附則 この要綱は、令和8年●月●日から施行する。</p>